

帝国議会への請願から見る菓子税則廃止運動

A movement for the Repeal of the Baker's Tax from
the Petition Documents to the Imperial Diet

岡田 訓美
(Kunimi OKADA)

キーワード：請願、菓子税、菓子商

Key Words : Petition, Baker's Tax, Baker

はじめに

維新後政府は封建体制を脱し、近代国家をめざし様々な政策に着手した。体制の変化に伴う行政組織の改編として、版籍奉還、官制改革、廃藩置県等が行われた。更に、富国強兵をめざす政府にとって、近代産業をおこし、これを経済発展に繋ぐことが重要な課題であった。しかし、民間にはその能力は無く、官営による殖産興業政策がとられた。体制の変換期に往々にして取られる政府の強硬政策に対し、不平士族による挙兵が各地でおこった。しかし明治10年の西南の役を最後に、武力による反政府運動はほぼ終結し、この後は言論による自由民権運動へと進んでいった。

明治6年の地租改正法布告により、地租が財源の基礎となり、財政は安定の方向へと向かっていった。しかし、短期間での政策実施や、噴出する諸問題に対処するための財源が政府には不足していた。なかでも、台湾出兵、壬午事件、甲申事変等の発生からみて、軍備拡張予算の増加は喫緊の課題であった。政府は財源を酒税、煙草税の増税と、菓子税、醤油税の新税に求めた。明治14年からの松方デフレによる不況のなかで、菓子商にとり菓子税は苛酷なものであり廃業や税則違反が続出した。そのため横田善十郎¹⁾を中心として菓子商達は、全国規模での「菓子税則廃止運動」をおこした。菓子商にとり最初の反政府運動であり、自由民権運動から続く社会運動の一例として、位置づけられるであろう。

「菓子税則廃止運動」の中心となったのが、帝国議会への請願であった。この論文では、請願内容を分析することにより、明治中期の菓子商の実態と、「菓子税則廃止運動」の経緯を明らかにしたいと思う。研究対象である菓子商を、どのように位置付けるかにより、菓子商数、菓子税額も変化する。本論文では菓子商数、菓子税額は『日本帝国統計年鑑6～17』復刻版を参考とした。菓子税則は明治18年に制定されたが、運動が大きく動いたのは、帝国議会開会前の明治22年から、明治26年の5年間である。よってこの期間を主なる研究対象期間とした。主な史料としては、『貴衆両院請願文書表』を使用した。

おかだくにみ：目白大学短期大学部製菓学科

I. 菓子商と税

先ず、明治維新後から菓子税則が公布され、その後廃止されるまでの間、菓子商に賦課された税の推移を概観する。

1. 雑税から地方税

明治時代菓子商に賦課された税は、社会情勢に応じて変化していった。新政府は明治元年に次のような布告を出した。

新法相立候テハ却テ人情ニ戻リ候間先一兩年ハ舊貫ニ仍リ可申…

これにより租税は、旧幕時代と同様徴収された。当初は国税、地方税の区別も正確に定められていなかったようだが、明治元年に国税として、酒造税、船税、牛馬売買税が制定されている。地方税の性質を持つ税としては、民費と雑税があげられる。菓子商には雑税が賦課された。雑税は各地方により違いがあるが、政府は全国同一の税制にすることをめざし調査を開始している。

大蔵省の調査結果から、雑税は1年間70万円に満たず、明治8年2月太政官布告第二十三号により雑税は改正された。これにより1553種の雑税は、一旦は廃止するが、廃止により営業取締りに差支えのある時は、地方において収税することが出来るとした。これが後に府県税となった。東京府では、明治8年5月に雑税のうち38税目が廃止されたが、この中に菓子商に関する税目（饅頭屋、菓子屋、飴屋、菓子種商、餡物商、餅類商）は含まれていなかった²⁾。全国的に見ても「…布告二十三号による廃止雑税中、まもなく府県税として復活せる課目は、全国を通じて千百余种にあがっている…³⁾」と記されていることより、雑税整理と言われながらも、府県税として残った税目が多くを占めた。このことから収税目的は、むろん財源確保ではあるが、営業取締りのために営業者の実態を把握する目的があったことも窺える。

政府は、明治11年7月に、地方自治を進めるための制度として、三新法を公布した。そのうちの1つである地方税規則の公布により、それまで地方により多様な税制度であったのが、全国一律の税体系となった。地方税規則は、三項目に分類されていたが、菓子商に賦課されたのは、そのうちの営業税並雑種税であった。この営業税並雑種税は次のように3分類されていた。「営業税分ツテ三類トス其税額第一類ハ金拾五円以内トシ第二類ハ金拾円以内トシ第三類ハ金五円以内トス」そして、営業税のうち第一類は諸会社及び諸卸売商、第二類は諸仲買商、第三類は小売商及び雑商であることより、菓子商のほとんどは第三類に属していたと考えられる。

2. 地方税から菓子税へ、再度地方税へ

①菓子税則制定

明治15年予算偏成時期に、国内ではコレラの流行、風水害があり、朝鮮では壬午事件がおこった。国威を示すためには、軍備拡張の必要があったが、景気後退により税収は減少した。政府は現状打開のために増税策をとった。明治15年に売薬印紙税、酒造税、煙草税を改正し明治18年に菓子税、醤油税が制定された。

明治18年4月の元老院会議で菓子税則制定が討議された。

近年海外ヨリ砂糖ヲ輸入スル漸ヲ遂テ増加シ為ニ内国ノ製糖業ハ日ヲ遂テ委縮スルニヨリ保護税ノ主義ニ倣ヒテ内国ノ製糖者ヲ保護セントセシモ条約改正ノ一事スラ未タ完結セサル今日ナルヲ以テ内国産出ト外国輸入トヲ問ハス直接ニ砂糖ニ課税スル能ハサルニ因リ先ツ最モ多量ノ砂糖ヲ消費スル菓子ニ課税スルノ必要タルニ至レリ⁴⁾

すなわち、輸入砂糖が増加し国内産業が委縮しているが、条約改正を行い、国内製糖業を保護することは出来ない。直接砂糖に課税できないので、砂糖の消費量の多い菓子に課税する。菓子税則の内容について討議された結果、明治18年5月太政官布告第11条として菓子税則は布告された。

菓子税則が布告されると、各府県から大蔵省に伺いがだされた⁵⁾。なかでも菓子と非菓子の区別をどこで決めるか。この問題は、菓子税を賦課されるか、又は賦課されないかであり、そもそもこれは菓子税に対する最初の問題であった。この案件については、菓子税則制定を決めた元老院会議でも問題になっていた。これに対し内閣委員は「主務省ニ於テ菓子ト菓子ニ非サル食物トノ界域ヲ定メントセシモ之ヲ定ムル能ハサリシ」別の内閣委員は「菓子ノ資格ヲ法律ニ定ムルハ不可ナリ故ニ今日普通ニ菓子ト称スル者ヲ菓子ト看做スコトニ決セリ」と答弁している。元老院会議でも、菓子と非菓子の区別を的確につけることは出来なかった。この問題について菓子商の飯村卯兵衛は「金平糖は菓子として課税せらるるも、角砂糖、コーヒー入り角砂糖、氷砂糖には課税せられざるなり。この他にも疑義あるもの枚挙に遑あらざるなり⁶⁾」と言っている。又菓子とは、同一材料、製法でも地方により名前が違うこともある地方色の強い食物である。問題解決のための指標にしたと考えられる史料が「菓子部類内外の区別」として残されている。(史料1)

現在においても、平成31年10月から予定されている消費税の軽減税率制度で、飲食料品について、軽減税率対象と対象外との物品を、区別することの難しさが議論されている。課税とするか、非課税とするかは、現在まで通じる問題である。

史料1 「菓子部類内外ノ區別」 松尾家文書 R14

左ニ掲クルモノハ菓子ノ部分ニ属セサルモノトス

- | | |
|--|-----------------------|
| 一. 塩煎餅 | 一. 飴類 朝鮮飴翁飴ヲ除ク |
| 一. 汁子 但懷中汁粉ヲ除ク | 一. 團子類 |
| 一. 餅類 但葛餅櫻餅柏餅葡萄餅大福餅ノ類ニシテ砂糖餡ヲ包ミタルモノヲ除ク | |
| 一. 食麴麩 | 一. 氷菓子 「アイスクリーム」ノ類ヲ云フ |
| 一. 水菓子 | 一. 金時 |
| 一. 砂糖漬ノ内糖汁ニ浸シタルモノ | 一. 白玉 |
| 一. 心太 | 一. 真子細工 |
| 一. 干柿 | 一. 氷砂糖 |
| 一. 寒天 甘露糖ヲ除ク | 一. 切り揚 |
| 一. 種菓子 砂糖等ヲ以テ味ヲ付ケサル菓子ノ素品 | |
| 一. 鶏玉糖 鶏卵カタ栗食塩砂糖等ヲ混シタル細粉ニシテ固形ノ体ヲ為サ、ルモノ | |
| 一. フートミルク 砂糖及葛粉ニ乾牛乳ヲ混タル細粉 | |
| 一. 柏餅 酒粕ヲ適宜掌中ニ摘ミ之ニ砂糖ヲ包ミ焼キタルモノ | |
| 一. デンプ 果物青物等ヲ砂糖汁ニテ煮詰メ糖汁ニ侵シタルモノ | |
| 一. 水饅頭 砂糖又ハ餡ヲ入レサル葛饅頭ニシテ淡味ナルモノ | |
| 一. 塩餡饅頭 砂糖ヲ入レサル塩餡ヲ包ミタル大福餅ノ類 (普通ノモノ) | |

②菓子税則改正

明治18年に布告された菓子税則は、数年を経て種々の問題が表面化した。特に問題となったのが、帳簿記載の煩雑さと、度重なる検査による弊害であった。菓子税賦課の難しさについては、明治16年10月に御用掛是恒真揖と平田八郎が「菓子の国税実施が外国にないのは、徴税方法が繁雑であるのに加え、収入は多くない。これは税制としては得策ではない」と言う内容の意見書を出している⁷⁾。

菓子税則施行の現状から、大蔵省は、明治21年2月元老院に「菓子税則改正按」を提出している。その理由として、次のように述べている

現行法ハ菓子売上高ヲ帳簿ニ記載セシメ随テ時々之ヲ検査スルノ方法ナルモ此事タルヤ無知識ノ営業者に在リテ頗ル困難ナリトス⁸⁾

すなわち現行法では、菓子商は売上高を帳簿に記載しておき、収税官吏が時々店に来て帳簿を検査する方法である。しかし、この方法は知識が無く帳簿記載の出来ない営業者にとって非常に困難である。

菓子税則は次のよう改正された。

改正前— 第十三条— 菓子製造人ハ毎年其製造高及ヒ売上金高ヲ左ノ通官庁ニ届出ヘシ但露店又ハ呼売ヲ業ト為ス者ハ此限ニアラス

第十四条— 菓子製造人ハ菓子並ニ其製造原品ノ売買ヲ帳簿ニ記載シ置ヘシ但露店又ハ呼売ヲ業ト為ス者ハ此限ニアラス

改正後— 第十四条— 菓子製造額ハ前条の届出ニ拠リ郡区長之ヲ調査シ府県知事之ヲ定ム

改正は、菓子商にとり帳簿記載が簡単になったことや、収税官吏の臨検が半期に一度となり臨検の際の煩わしさが少なくなったことが上げられる。一方大蔵省側から見ても徴税費の減少で、官民共に良い方向へと向かった。

③菓子税則廃止

日清戦争終結後の第九議会に「菓子税則廃止法律案」が出され、菓子税則は廃止された。日清戦争後、軍備拡張のために財源として計画されたのが、経済成長にともなう増税であった。維新後、菓子商に賦課された税は、税制改革のなかで様々な道をたどり、菓子税則は廃止された。そして、富裕な菓子商は、国税中の営業税へ、残りの大部分の菓子商は地方税中の営業税へと移行した。

II. 請願からみる菓子税則廃止運動

明治22年2月に発布された、大日本国憲法の第三十條「日本臣民ハ相當ノ敬體ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規定ニ従ヒ請願ヲ為スコトヲ得」で、請願の権利が保障され、五十条「両議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得」が規定された。そして、国民は、法律第二号議員法に示す手続きをへて請願することが出来るようになった。

1. 請願文書数

第一議会から、第九議会に提出された請願文書数は、第四議会と第五議会が突出して多い。両議会には、地価修正に関する請願文書が多数提出されたことが原因であろう。

貴衆両院への、総請願数に対する菓子税則に関する請願数の割合を表1からみると、次のようになる。菓子税則に関する請願数の割合が高いのは、第二議会と第三議会である。総請願数の違いはあるが、菓子商達は、早い段階から帝国議会への請願という積極的な動きをし、廃止運動を進めたことが、一因であると考えられる。また、小林和幸は「両院について言える事だが、帝国議会に提出される請願は、議会の会期中のみ受け入れられることから、その議会において焦点となり、また国民の関心が高い問題に関わる請願が多数を占める⁹⁾」としている。

表1 貴衆両院での請願総数と菓子税廃止の請願数の比較

		貴衆両院 請願総数	菓子税に関する 請願数	請願数に対する 菓子税の比率
貴族院	第一議会	1048	13	1.2
	第二議会	1217	38	3.1
	第三議会	618	16	2.5
	第四議会	3070	32	1
	第五議会	2646	21	0.7
	第六議会	420	3	0.7
	第八議会	331	8	2.4
	第九議会	956	4	0.4
	合計	10306	135	1.3
	衆議院	第一議会	1048	10
第二議会		1370	47	3.4
第三議会		642	17	2.6
第四議会		2808	34	1.2
第五議会		1093	22	2
第六議会		420	5	1.1
第八議会		331	7	2.1
第九議会		956	4	0.4
合計		8668	146	1.6

貴族院院事務局報告。衆議院記事摘要より作成

表2 各新聞の記事数に関する比較

	朝日新聞		読売新聞		郵便報知 新聞		東京日日 新聞		日出新聞		佐賀新聞		新愛知 新聞		下野新聞		中外物価 新報	
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
明治18年	1	13	0	5	10	18	4	12	3	23	1	9			0	5	0	2
明治19年	0	3	0	2	0	1	0	3	0	5	1	5			0	1	1	0
明治20年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2			0	1	0	0
明治21年	0	2	0	1	0	1	0	0	0	8	0	6	1	0	14	5	0	4
明治22年	11	3	7	4	4	1	12	1	6	4	7	4	10	0	0	0	15	1
明治23年	27	5	21	13	17	7	16	9	19	5	8	12	4	0	8	2	28	0
明治24年	20	7	16	2	14	1	7	4	18	3	9	2	16	1	3	0	14	2
明治25年	0	7	5	4	3	0	6	0	4	1	0	0	12	0	2	0	11	1
明治26年	3	4	10	3	0	0	8	0	5	1	0	0	12	3			6	0

朝日新聞：聞蔵 読売新聞：ヨミダス 郵便報知新聞：復刻版（1992年版）
 東京日日新聞、日出新聞、新愛知新聞、佐賀新聞、下野新聞、中外物価新報は国会図書館マイクロフィルム
 新愛知新聞：明治21年7月出版開始 下野新聞：欠が非常に多い

請願とは少し別の観点となるが、表2にある新聞の記事数から分析しても次のようなことが言えるであろう。表2では、各新聞の記事内容から、Aは菓子商による菓子税則廃止運動に関する記事数を、Bは菓子税則に関係するがA以外の記事数を現している。明治18年はAよりBが多い。この時期には、運動はまだ始められておらず菓子税則に対する各種伺いの記事内容が殆どであった。明治22年から明治26年には、Aすなわち、菓子税則廃止運動に関する記事が圧倒的に多くなる。これらのことから、菓子税則廃止運動は、明治22年から明治26年にかけてが、活発であったと言えるであろう。

第一議会貴族院で、1048件の請願文書の中から、菓子税則廃止に関する請願文書が、院議にかけられ可決されたが、衆議院には送付されなかった¹⁰⁾。菓子商達は勢いを得て、第二議会での成立をめざし、全国的な運動へと進めていった。明治24年には、全国から103人の代表者が参加して、大阪で大日本菓子商連合協会を開いている。議長牧野善七による菓子税則改正案、副議長横田善十郎による菓子税則廃止案と、議論は二分し、全会一致の議決にはならなかった。そのため、大日本菓子商連合協会一丸となつての請願文書は提出出来ず、各府県の判断で請願文書を提出することになった¹¹⁾。この結果として、第二議会での請願文書数が多くなったと考えられる。

又、請願文書数について論じる時、請願文書1件につき、何人の署名が得られるかも大切である。現在、筆者が入手している貴族院の史料¹²⁾のみからではあるが、署名人数に大きい違いがある。最大の差は、第二議会で鳥取県では請願文書1件につき署名人20名に対して、福岡県では1件につき署名人数は800名である。ただし、明治24年の菓子商数は鳥取県では1474名、福岡県では6683名で、菓子商数にも大きい開きがあることも考慮しなければならない。請願文書を対象として考察する時、請願文書数のみではなく、署名人数、業界全体の思惑も視野にいれなければならないだろう。

表1からみて、菓子税則に関する請願文書数は、貴族院で135件、衆議院で146件であった。このうち、どちらかの院で可決されたのは、第一議会貴族院での2件のみであった。その他は、衆議院で院議に付すべきとされた請願文書数は、第二議会での38件と¹³⁾、第四議会での35件であった¹⁴⁾。しかし、菓子税則廃止が政府案で決定されるまで、請願による廃止は叶わなかった。

2. 請願文書内容からの分析

菓子商は、8年間帝国議会へ菓子税則廃止を求めて請願を出し続けた。納税は国民の義務であることを認めつつも、なぜ廃止を求めたのであろうか。それは、税則の苛酷さにあったと考えられる。請願文書内容に大きい違いはない。同じ内容の請願文書が多数提出されたのは、全国の菓子商が同じ意見を持っていたのであろう。しかしそれ以外に菓子商が請願文書の書き方を知らなかったことや、同一内容を示すことによって、議会へより強く訴えようとしたとも考

えられる。これらのことは、明治24年7月大阪で開かれた大日本菓子商連合協会で、最終的に「請願書及意見書ノ文案ハ本会デ一定ニナシ置ク事トシタシ」と決定し、「菓子税則改正ノ請願参考書草案¹⁵⁾」が出され、この草案にそって、各府県から請願文書が提出されたことから明らかである。

第四議会の衆議院で採択され、政府に送付された意見書に、「請願の概要」が書かれている。

第一 菓子商ハ細小ノ営業ニシテ其税ニ堪エサルコト

第二 製造税徴課法ノ不良ナルコト

第三 賣上金高ヲ記載スルハ實際困難ナルコト

第四 菓子ト非菓子トノ區別立チ難キコト

第五 製造税ハ正業者ニ害アルコト

第六 収税官吏臨検ノ為メニ迷惑スルコト

等ノ理由アルヲ以テ税則簡明確實ニシテ課税ノ負擔ニ堪エ得ルモノナラハ喜テ納税ノ義務ヲ盡ス可キモ現行税則ノ苛酷ナルニハ忍フ能ハサルカ故ニ現行税則ヲ全廢シ而シテ地方税ハ菓子税ヲ編入シ其賦課徴収方法ハ専ラ地方議會ノ權内ニ一任シ適宜ニ處理セシメラシタシト云フニ在リ¹⁶⁾

すなわち、納税の義務は果たしたいが、第一から第六の理由で、課税の負担に堪えることは出来ない。故に菓子税則を廃止して、地方税に編入して欲しいということである。「請願の概要」の一部を取り上げ、史料を基に、その内容を読み解くことにより、請願内容が妥当であるかどうかを分析する。

① 菓子商は細業者¹⁷⁾か。

明治25年2月東京市京橋区南傳馬町の大住喜右衛門外100名が、中澤彦吉を紹介議員として衆議院に提出した請願文書中の趣旨が次のように記されている

「…菓子商ハ概ネ細微貧弱ナル職種ニテ現行税則ノ為メニ疾苦困難ナルコト全国一般ノ認ムル處ニシテ営業者カ納税ノ義務ヲ免カレント欲スル而已ナラス政府當局者ニ於テモ現行菓子税則ノ不完全ナルヲ認め廃止ノ議アリト聞ク…¹⁸⁾」

すなわち、菓子商は細業者で、現税則には苦勞している。故に納税の義務を免れたい。一方政府も現税則が不完全であることをすでに認識し、廃止へ向かい議論していると聞く。

それでは、当時の菓子商は細業者だったのだろうか。菓子商の中には、菓子税則廃止運動で指導的立場を担った富裕な菓子商や、榮太楼、風月堂などの大店もあった。明治時代に細業者と位置付けられるのは、どのような人達だったのだろうか。本論文では、細業者とは、雇人なく、1箇年1円の営業税のみを納めている菓子商とする。内閣統計局による『日本帝国統計年鑑』では菓子商営業人を次のように分類している。製造営業人、卸売営業人、小売営業人に分

類し、露店、呼売りは、分類の中には存在しない。露店、呼売りは免税とされていたことより、小売商より更に細業者であったことは確かであるが、ここでは、露店、呼売りについては、言及しない。

北多摩郡千歳村役場¹⁹⁾の明治27年、28年、29年の『諸車税・菓子税・煙草税牛馬売買徴収簿』²⁰⁾から菓子商の一端を見ることが出来る。明治27年前半年分菓子小売営業税には27名の名前と全員50銭の納税額が記載されている。これは、年間1円の小売営業税となり、「雇人ナキ」菓子商に相当する税額である。明治28年、29年と廃業、開業と菓子商には多少の変動もあるが、全員半年分で50銭となっている。このことから、千歳村の菓子商は明治27年から29年の3年間、雇人なく、1箇年1円の営業税を納める細業者と言える。

表3は、明治22年大蔵省主税局の調査から作成されたものである。全国の菓子商のうち小売営業人は約6割、製造営業人は約3割、残りが卸売営業人である。本論文で細業者と規定した、雇人ナキ営業者は、小売で99%、製造で92%、卸売で97%である。これらのことから、菓子商は、家内労働で成り立つ零細な職業であったといえる。

表3 菓子営業人員区別表

明治22年7月ヨリ12月迄分大蔵省主税局ノ調査ニ由ル

雇人区別	製造 営業人員	卸売 営業人員	小売 営業人員
10人以上	79	1	
6人以上	225	1	
3人以上	857	16	9
2人	1555	62	48
1人	2897	126	121
雇人ナキ者	64570	8349	129098
合計	70183	8555	129276

片桐正雄 『菓子税則廃止懇望意見書』
全国菓子商協議会 明治23年刊より転載

② 菓子商の税則違反は売上高記載が原因である

菓子税則違反については、大蔵省では菓子税則第十四條、第十八條、第二十條を注視していたようである。

第十四條 菓子製造人ハ菓子並ニ其製造原品ノ売買ヲ帳簿ニ記載シ置ヘシ…

第十八條 …帳簿ニ詐偽ノ記載ヲ為シタル者ハ五円以上五十円以下ノ罰金ニ処ス

第二十條 …帳簿ニ記載怠リタル者ハ一円以上一円九十五銭以下ノ科料ニ処ス

明治18年5月の大蔵省達『菓子税則取扱心得書』で、菓子製造人は、『菓子製造帳』『菓子売上帳』『製造原品買入帳』に記帳することが、義務付けられた。そして、郡区長は、届出られた記帳内容と、検査員による報告書とを照合して製造税額を決めた。しかし、この税額決定

方法に問題があり、税則違反者が続出したのである。

税則違反への対応について、明治23年12月に、東京市本郷区本郷四丁目十三番地藤村忠太郎外39名が紹介議員青木匡を通じて、衆議院へ請願文書を提出している。

帳簿ヲ整頓シテ吏員ノ点検ニ供スルカ如キハ菓子職人ノ能クスル所ニアラス而シテ該業者ノ犯則ハ主トシテ帳簿ノ不整頓ニ起因ス…²¹⁾

すなわち、吏員の点検のために、複雑な帳簿整理をすることは、菓子職人にとって困難なことである。税則違反が起きるのは、この帳簿整理が出来ないためである。

東京の藤田武次郎も『菓子税則利害実況書』²²⁾の中で、吏員の帳簿点検の苛酷さにより、税則違反者が続出していると述べている。

請願文書内容は、菓子商に帳簿記載能力が無く違反している場合だが、別の違反としては、菓子税則十八條にある、「帳簿ニ詐偽ノ記載」に該当する意図的な違反である。特に、半年間の売上金高30円未満の場合は、製造税を免除されることより、売上金高を低く記載することがあった。製造税については、「菓子税収額及費用豫算表²³⁾」から見ても、大幅な脱税見込額を、最初から考慮していたことが窺える。

大蔵省も菓子税則違反者が出る事を予見して明治19年1月に「大蔵大臣ヨリ各府県長官へ内達²⁴⁾」を出している。

菓子税則ノ儀ハ新設ノ税法ニ有之候ニ付テハ本年度ニ於テ緻密ノ検査ヲ為サ、ル時ハ将来収税上ニ影響ヲ来タスヤ論ヲ俟タサル儀ニシテ殊ニ菓子製造税ノ如キハ其奸策ヲ施シ易キヲ以テ当初周緻ノ検査ヲ遂ケサレハ後來逋税ノ弊害ヲ預防シ能ハサル義ニ有之候条此際猶一層注意シ既ニ検査ヲ了シタル者ト雖更ニ検査ヲ遂ケ可申尤モ本年度ノ義ハ業者ヨリ売上金高ヲ管廳へ届出ノ期□ニ際シ候ニ付テハ右検査ヲ為ス時ハ既ニ売上金高届出ノ後ニ於テ其脱漏ヲ発見スルノ場合モ多々可有之候得共税則施行初年度ノ義ニ付此際ニ限り其売上金高ノ記載脱漏ノ如キハ可成告発ノ手続ヲ為サシテ緻密ニ記帳セサル可ラサルヲ戒諭シ其増額ニ係ル税金ハ追徴可取計此旨内訓候也

すなわち、菓子税則は新設の税法であるから、最初から緻密な検査を行わなければ将来に影響する。殊に菓子製造税は、虚偽の記載が起りやすいから、一層注意しなければならない。しかし、本年度は初年度のため、届出金高に間違いがあっても、告発せず今後は緻密に記帳するよう諭し、追徴課税とするようにとの達であった。

同じく明治19年1月に「印紙税課長ヨリ各府県収税長へ照会²⁵⁾」が出された。この中で、「帳簿ノ記載方ハ十ノ七八ハ隠蔽アル者ノ如シ」として、その理由の1つに「旧來地方税ニ依ル売上高調査ノ緩慢ナリシニ慣レタル場合モアルヘシ」としている。

このような大蔵省の収税に対する考え方と、表4から違反者の実情について、次のように推測することが出来る。

表4の「菓子税則違反被告人犯状及言渡区分」では、明治19年から明治21年にかけて、違反者が多く、年が経つにつれて減少している。この理由について、次のように考えられるのではないかと。菓子税則が施行され、大蔵省の収税に対する考え方も初年度は、穏やかであったが、将来のことを考えると収税にたいしては、厳重な態度で臨もうとしていた。そのため、明治19年以降は罰金だけでなく、科料による処罰者が多く出たのであろう。明治22年以降特に科料による処罰者が減少していく。これは、菓子商が帳簿記載に慣れてきたことが上げられるであろう。更に言えることは、明治22年の菓子税則改正により、菓子商が届け出た製造額を郡区長が調査して、菓子税額が決定されることになった。結果として緻密な検査がなくなり、科料にあたるような軽微な違反者が、表面化しにくくなったことも理由の1つであろう。

表4 菓子税則違反被告人犯状及言渡区分

	処罰者							
	罰金	拘留	科料	没収	管轄違	無罪	免訴棄却	合計
明治18年	316	0	89	0	0	10	1	416
明治19年	1714	0	797	0	1	46	3	2561
明治20年	1945	0	1235	0	0	68	2	3250
明治21年	939	0	516	0	0	20	6	1481
明治22年	394	0	75	0	0	26	1	496
明治23年	424	0	67	0	0	16	0	507
明治24年	275	0	48	0	1	13	2	339
明治25年	228	0	23	0	1	15	0	267
明治26年	175	0	36	0	0	7	0	218
明治27年	258	0	55	0	1	9	1	324
明治28年	293	0	48	0	1	11	0	353
明治29年	148	0	21	0	0	14	0	183

内閣統計局『日本帝国統計年鑑』1999年復刻版より作成

菓子税則違反の例として次のような裁判記録もある。

- ・製造税を免れるために売上金高を虚偽の届け出した例

「明治十九年一月ヨリ同六月ニ至ル菓子賣上代金前半期分金四拾五圓九錢ナルニ其製造税ヲ免カレンカ為メ金拾五圓三拾九錢五厘ト詐偽ノ入帳ヲ為シ検査ヲ受ケ…²⁶⁾」

- ・小売人に売却した売上額を記載しなかった例

「売却シタル菓子ノ高ヲ帳簿ニ記載セサリシモノハ其意詐偽ニ出タルモノト雖モ菓子税則第十四條及第二十條ニ依リ処断スヘキモノナリヤ否²⁷⁾」

この判決は、二例とも菓子税則第十四條及び第十八條に照らし罰金5円が言い渡されてい

る。以上のことからみて、菓子商による不正もあるが、帳簿記載は困難なことであったと言える。

③ 菓子税を地方税へ編入

明治25年12月岐阜県岐阜市中竹屋町の牧野宇右衛門外43名が、紹介議員鈴木萬次郎を通して衆議院に請願文書を提出している。

「菓子税則ヲ全廢シ菓子税ヲ地方税ニ編入スルノ請願²⁸⁾」

菓子商は、菓子税則が賦課される以前の地方税に編入することを、なぜ望んだのであろうか。

表5 東京府の地方税中の営業税と国税の菓子税

	明治17年度	明治18年度		明治19年度	
	営業税	営業税	菓子税	営業税	菓子税
麹町区	2,687		1,381	2,301	2,118
神田区	15,464		11,689	14,698	19,836
日本橋区	46,915		7,589	39,160	13,300
京橋区	19,994		5,813	17,061	9,614
芝区	10,263		3,519	9,054	5,017
麻布区	1,914		995	1,529	1,258
赤坂区	1,489		1,018	1,212	1,579
四谷区	2,053		929	1,705	1,438
牛込区	2,111		1,138	1,956	1,833
小石川区	1,494		822	1,279	1,146
本郷区	4,237		2,148	3,692	3,183
下谷区	4,721		3,079	4,269	4,161
浅草区	12,400		4,238	10,027	6,593
本所区	6,661		2,358	5,686	3,235
深川区	6,501		1,642	4,638	2,035
合計	138,904		46,977	118,267	76,346

東京府統計書明治17年～明治21年より作成
 明治18年度営業税は東京府統計書に不記載
 単位は円以下切り捨て

東京府区部の営業税と菓子税についての表5から、両税の関係について分析する²⁹⁾。営業税を明治17年と明治19年で比較すると、わずかではあるが減少している。それは、明治18年に菓子税と醤油税が、同時に国税となり、地方税中の営業税から除かれたことが理由であると考えられる。

明治19年の菓子税額は76,346円、醤油税額³⁰⁾は8,853円で、合計85,199円となる。明治17年の営業税額には、菓子商と醤油商の納税額が含まれているが、明治19年の営業税額には含まれていない。しかし、明治17年の営業税額と明治19年の営業税額を比べると20,637円の減

少でしかない。このことから、菓子商が、明治17年に地方税中の営業税として納付した税額は、明治19年に納付した菓子税額より低額であっただろうことが、予測出来る。東京府区部という一例ではあるが、これが地方税中の営業税への編入、すなわち減税を望んだ理由であろう。

おわりに

「菓子税則廃止運動」が運動として表面化するのには、明治22年頃からである。その後、東京、大阪を初め各府県で評議会が開かれ、廃止運動は高まりを見せていった。明治22年には、大日本国憲法が発布され、国民に請願権が与えられた。請願権を得たことにより、国会への請願という手法を使い、廃止運動が高まったと考えられる。請願内容を分析することにより、請願文書に盛り込まれた菓子商の言い分には、正当な根拠があることが明らかになった。しかし請願文書を出し続けるが、取り上げられず廃止には至らなかった。菓子税則が廃止されたのは、日清戦争後の軍事拡大のために行われた増税の一環であった。社会運動としての成果を上げられず、政府の思惑で物事が決まって行くことで、挫折感を味わったことは想像に難くない。明治30年代から全国の商工業者が、30年という長期にわたり、続けた営業税廃止運動は、少なからぬ成果を得ている。「菓子税則廃止運動」が成果を得ることが出来なかったのは、運動期間が短く菓子商だけで繰り広げられた運動であり、圧力団体としての力のなさによるものであったと、考えられるのではないだろうか。

明治時代の商業を職業別にみると、上位を占めるほど菓子商は多く居た。だが菓子税則廃止後、国税としての営業税を納税した富裕な菓子商は少なく、雇人も無く家内労働でなりたっていた細業者が殆どであったと言える。ただ明治時代には、他業種の人々も細業者と言える人達が多くいただろう。しかし、政府に対して物申すだけの活力を持つ、エネルギッシュな明治人だったとも言える。

今後は、菓子税則廃止運動を契機として、菓子組合が設立されたと言うのが通説であるが、果たしてそれだけの理由だったのだろうか。他にも菓子組合を必要とする原因があったのではないか。これらを明らかにすることを課題としたい。

付記

文中に今日不適切な記述が含まれているが、歴史的資料によるものとしてそのまま引用した。

【注】

- 1) 豊橋百科事典編集委員会『豊橋百科事典』豊橋市文化市民部文化課 2006年760頁
横田善十郎は豊橋本町菓子商横田屋甘露軒店主 明治39年市会議員同40年愛知県会議員
- 2) 財務局主計課『東京市財政史稿』第1輯 1939年
- 3) 前掲注2『東京市財政史稿』
- 4) 元老院会議筆記刊行会『元老院会議筆記』1978年

- 5) 井汲洋蔵『収税官服務主要・法令類聚伺指令參觀』積善館 1888年
- 6) 飯村卯兵衛『全国菓子商意見実状書』飯村卯兵衛 1891年
- 7) 「菓子税則取調付意見書」松方家文書R21
- 8) 前掲注4『元老院會議筆記』
- 9) 小林和幸「明治期の貴族院と請願」(伊藤整編『日本近代史の再構築』山川出版社1993年) 262頁
- 10) 大日本帝国議会議刊行会『大日本帝国議会議』第1巻1928年
- 11) 木村和三郎編『大日本菓子商連合協会第一回報告』大日本菓子商連合協會事務所1891年
- 12) 『帝国議会議貴族院事務局報告』1891年～1896年に発行された9冊から集計
- 13) 『第二回通常会衆議院記事摘要』衆議院事務局1892年4月
- 14) 『第四回帝国議会議衆議院記事摘要』衆議院事務局1893年8月
- 15) 前掲注11『大日本菓子商連合協会第一回報告』
- 16) 「現行の菓子税則を全廃し地方税へ編入の件」国立公文書館
- 17) 「細業者」は菓子商が請願文書の中で使用した言葉であり、ここでは雇人もなく零細な商店を示している。
- 18) 『衆議院請願文書表』九州大学経済学部蔵
- 19) 東京都世田谷区編『世田谷近・現代史』1976年
明治22年市町村制が公布され、市町村の合併により北多摩郡の数村が合併し千歳村となる
- 20) 『諸車税・菓子税・煙草税・牛馬売買徴収簿』東京都公文書館
- 21) 前掲注18『衆議院請願文書表』
- 22) 藤田武次郎『菓子税則利害実況書』全国菓子商連合協会 1891年
- 23) 「菓子税収額及費用豫算(1日)表」松方家文書R21
- 24) 「菓子税監査参考書」松尾家文書R14
- 25) 前掲注24「菓子税監査参考書」
- 26) 池永駒太郎『税則違反大審院判決類集』池永駒太郎1892年
- 27) 司法省『大審院諸罰則判決録』1889年
- 28) 前掲注18『衆議院請願文書表』
- 29) 菓子税則は明治18年7月からの施行で、一年を通じての納税ではないので対象から除去
- 30) 「東京府統計書」明治20年

【参考文献】

- ・相原忠之『現行菓子税則全廃意見書』八木栄蔵1891年
- ・飯村一男『小石川和生菓子組合百年誌』小石川和生菓子組合
- ・池田文痴菴『日本洋菓子史』社団法人日本洋菓子協会1960年
- ・石井裕晶『制度改革の政治経済過程』早稲田大学出版部2014年
- ・大蔵省『明治大正財政史』第七巻 財政経済会1938年
- ・大日方純夫・我部政男『元老院日誌』第四巻三一書房1982年
- ・片桐正雄『菓子税則廃止懇望意見書』全国菓子商協議会1890年
- ・小林儀三郎『菓子業三十年史』菓子新報社1936年
- ・財団法人大蔵財務協会『大蔵省百年史』1969年
- ・東京市財務局主計課『東京市財政史稿』
- ・明治財政史編纂会『明治財政史』巻六租税2 明治財政史発行所 1926年